



農業用ため池のおしらせ



防災上重要な農業用ため池について

決壊による水害、その他の災害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を、三重県が

「特定農業用ため池」に指定しています。

「防災重点農業用ため池」のうち、行政機関が所有する施設を除いたものの内、三重県が指定する施設を対象に、「特定農業用ため池」に位置付けられます。

「特定農業用ため池」に指定されると…

・堤体の掘削や竹木の植栽等の行為は許可が必要となります。

・防災工事計画の届出が必要となります。



許可が、
いるよ！

詳しくは、＜問い合わせ先＞へご確認ください。

《 ため池ハザードマップ 》

もし、ため池が決壊した場合の浸水状況の想定や、近くの避難所を示したハザードマップを作成し、伊賀市ホームページで公開しています。是非ご活用ください。

ご覧いただくには、パソコン・スマートフォン等で「伊賀市 ため池 ハザードマップ」で検索してください。



＜伊賀市ため池ハザードマップ＞



ため池を管理されている方を支援する

「ため池保全サポートセンターみえ」

豪雨等に起因した農業用ため池の決壊による周辺地域への水害等の被害を未然に防止するには、ため池の適正管理が不可欠となります。

「ため池保全サポートセンターみえ」では、県内の農業用ため池を管理されている方が、適正にため池の保全管理を行っていただけるよう、専門スタッフによる相談対応や現地での助言等、様々な支援を行っています。



連絡先：059-224-3555（毎週 月・木曜日 9時～12時）

＜ため池保全サポートセンターみえ＞

＜ 問い合わせ先 ＞

三重県伊賀農林事務所 農村基盤室 農村計画課 TEL:0595-24-8126

伊賀市農村整備課 TEL:0595-22-9718



ため池を管理されている方へ…

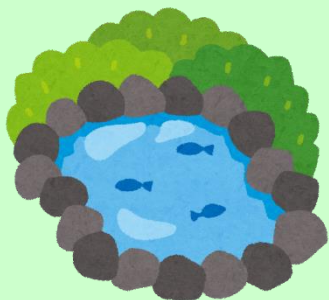


農業用ため池の届出制度について

届出制度とは・・・

農業用ため池の所有者や管理者の方は、ため池の名称、所在地等、施設の情報や管理者の連絡先を三重県へ届け出ることが法律で義務付けられています。

Q 届出が必要となるため池は？



☞ 農業用に利用される全てのため池です。

※現在農業用に利用されていない施設でも、過去に農業用に利用され、今でも利用可能な状態にある場合には、届出が必要です。

また、管理者が代わられた場合は、新しい管理者の連絡先等を再度、届出してください。

まだ届出されていない場合は、すみやかに伊賀市又は三重県へご連絡ください。

Q 届出をすべき人は？

☞ 農業用ため池の所有者又は管理者（水利組合代表、区長等の受益者代表）のいずれかです。

「多面的機能支払交付金事業」の活用

ため池の維持管理は、「多面的機能支払交付金」を活用できます。地域での組織化を推進します。

＜多面的機能支払交付金事業＞ ☞



地区の地縁法人化

今後改修が必要となる ため池について、ため池及び堤体の土地所有者が個人のままでは、公共事業での事業化が遅れる場合があります。

伊賀市では、ため池及び堤体の土地所有者を地区の名義とするため、地区の地縁法人化を推進しています。



■ 法律制定の経緯 ■

平成 30 年7月豪雨(西日本豪雨)など、近年、異常気象により多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生しています。このため、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止するため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定されました。（令和元年7月1日施行）